

令和 3 年 6 月 9 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03397

研究課題名(和文) 欧州人権条約の国内実現における欧州人権裁判所による司法的外交の法的基盤

研究課題名(英文) The legal basis of judicial diplomacy by the European Court of Human Rights in the domestic implementation of the European Convention on Human Rights

研究代表者

徳川 信治 (tokugawa, shinji)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：60280682

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、欧州人権裁判所と締約国との間における様々なチャネルを通じた対話の実効性を検討することである。

欧州人権条約における組織改編は、急増する個人申立に対応し実効性を確保したいとする欧州人権裁判所側の思惑と、欧州人権裁判所の動きを抑制したい締約国側の思惑が交錯する中で試みられた。

これに対して、欧州人権裁判所は、自らの機能の実効性を高めるために、国内最高裁長官や裁判官との間に「裁判官対話」を行い、欧州評議会議員総会を通じた国内議会への働きかけも行っている。これらは、欧州評議会規程・欧州人権条約における規定や制度を根拠としつつ、合意・信頼醸成を基礎としたものとなっている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、条約の目的を実効的に達成するため条約実施機関の積極的な活動と、国内事情を踏まえて国内法秩序や概念を維持したいとする国家側の思惑による条約実施機関の活動を抑え込みという緊張関係を緩和するため、条約実施機関側の取り組みについて検討した。これは、個人通報制度の批准が検討課題となっている日本においても参考になるものと思われる。この研究の成果の一部として、「人権条約実施機関による国家との対話と国内実施」『現代国際法の潮流』(坂元・薬師寺古稀記念論文集)(2020年、東信堂)を著した。

研究成果の概要(英文)： This study examines the effectiveness of dialogue between the European Court of Human Rights and Parties through various channels. The reorganization under the European Convention on Human Rights has been attempted in the midst of a mixture of the European Court of Human Rights' desire to respond to the rapidly increasing number of individual complaints and ensure its effectiveness, and the Contracting Party's desire to curb the movement of the European Court of Human Rights.

In response, the European Court of Human Rights holds "dialogue between judges" with the Presidents of national Supreme Courts and the national judges, and dialogue with national parliaments through the Parliamentary Assembly of the Council of Europe, in order to enhance the effectiveness of its functions. These are based on agreements and confidence building measures, based on the Statute of the Council of Europe and the European Convention on Human Rights.

研究分野：国際法

キーワード：欧州人権条約 欧州人権裁判所

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 国際人権法の進展を研究するに当たり重要な分野として、欧州人権条約の実証的研究があげられる。その際、これまで国際裁判の判決に対する研究と同様、欧州人権裁判所判決の形式・内容・拘束力に焦点が当てられ、あるいはそこで援用・解釈された実体規定の解釈を中心とした研究であった。その発展として、研究代表者は、「科学研究費補助金(2003年度～2005年度・若手研究(B) )」において、欧州人権裁判所の解釈理論が他人権条約システムにどのように影響を与えているか、また欧州人権条約システムと欧州連合システムの間で、両者の権限・解釈を侵食することなく、人権保障を図ろうとするのかを歴史的経過を含めて、解釈理論の変遷を考察した。

かかる状況は、欧州人権条約が人権保障システムとして、欧州のみならず、また人権保障システムを超えて、大きな法的影響を有していることを示唆するものであったが、その一方で欧州人権条約実体規定の基準の発展がよって立つ法的基盤に対する疑念は常に出されていた。とりわけ、2004年 Browiniski 事件判決より初めて欧州人権裁判所によってとりいれられたパイロット判決手続きはこの点に疑問が提起されることとなった。さらに、その後欧州人権裁判所を機能強化する第14議定書の策定にかかわる研究を行い、2008年4月に開催された「欧州拡大と欧州人権保障」(社会科学国際交流江草基金・2008年度・国際研究集会開催助成・徳川信治)に関するシンポジウムを通じて、判決執行の重層的構造の必要性が指摘され、第14議定書という条約改正と、条約改正とは離れた人権条約本体の実効性を確保するための、欧州評議会各政治機関及び欧州人権裁判所の取り組み・協働を明らかにすることが必要であると認識されるようになった。かかる問題に対する研究の進展が強く求められると考え、2004年以降、欧州人権裁判所・欧州評議会各政治機関の協働の取り組みを開始することによって本格的に改組・始動した判決執行監視の考察を取り上げたものが、「科学研究費補助金(2010年度～2012年度・基盤研究(C) )」であった。ここにおいて判決執行監視の重層性が、条約にない仕組み並びに基準を構築することによってはかれようとしつつあることを明らかにした。こうした現象によって、事後的救済機能から、付託される申立ての増加を防止することを狙いとしていること(予防機能の強化)を明らかにした。かかる動きは、締約国側に人権条約実施義務を再確認させるものであったが、他方で、締約国側の中には、人権裁判所が出す判決、さらにはその執行監視の仕組みに対して強い懸念を示し、人権裁判所の正統性そのものに挑戦する国家も出現するようになってきた。この動きが、2012年頃から英国を中心に急速に高まり始めている。2012年のブライトン宣言は、これまでの宣言とは様相を異にし、補完性原則や評価の余地理論の強調によって人権裁判所の活動を牽制するものであった。この流れが2013年欧州人権条約を改正する第15議定書の採択となって結実している。

(2) これに対して、人権裁判所も、その活動の実効性を担保するため、さまざまな提言や活動を行っている。その一つとして国際裁判所と国内裁判所との間の対話が行われており、2013年10月には第16議定書が採択され、人権条約に、締約国の裁判所の要請に基づく人権裁判所の諮問意見制度が導入された。

かかる法的制度の形成においては、人権の基準の統一化とその実現に対し、それに立ちはだかる各国の国内事情との相克が見て取ることができる。これを考察することは、国際社会が展望する人権の実現に対するそのプロセスを明らかにして、国際人権の司法的解決プロセスの意義と限界を明らかにすることができると考えた。

## 2. 研究の目的

本研究は、欧州人権裁判所と締約国との間における様々なチャネルを通じた対話の法的基盤とその実効性を検討することである。今次変革が著しい欧州人権条約システム、その司法機関たる欧州人権裁判所の機能に対して、対審による争訟管轄のみならず、締約国裁判所に対する諮問機能をも付与されようとしている。こうした人権裁判所の機能の変化は、増加の一途をたどる申立件数への対処として説明されているが、他方で欧州人権裁判所の国際裁判所としての司法機能はこれまでとは異なる次元に進むことが予想される。この点に関する欧州評議会諸機関、さらには締約国の各機関との間の対話、さらにはその法的基盤を明らかにしようとするものである。

## 3. 研究の方法

(1) 第1に、現在欧州人権裁判所と国内裁判所との間の「対話」が行われ、人権実施に関するズレを解消する取り組みが行われようとしているが(第16議定書の採択も含む) 起草過程や実施過程を通じて、欧州人権条約における補完性原則の内実を考察することである。

(2) 第2に、閣僚委員会は、全締約国代表が参加する政治機関であるが故に、国内事情を考慮した締約国の思惑が入り乱れ、実際のところ十分な監視機能を果たすことができないとされ、また事実ブライトン宣言等欧州人権諸機関の動きを牽制する文書も発せられている。他方で2010

年インターラーケン宣言を始めとして、その判決執行監視機能の強化と人権実施のための国内機関内の対話が行われようとしている。かかる動きが存在する中、国際的司法的解決の実現との間で意義と限界を明らかにする。

(3) こうした欧州人権裁判所判決の動向、並びに履行監視機関である欧州評議会各政治機関との重層的な協働、さらには、各締約国との間および締約国各機関との協働を明らかにし、欧州人権裁判所の機能の問題を明らかにする

#### 4. 研究成果

(1) 本研究は、欧州人権裁判所と締約国との間における様々なチャネルを通じた対話の実効性を検討することである。今次変革が著しい欧州人権条約システム、その司法機関たる欧州人権裁判所の機能に対して、対審による争訟管轄のみならず、締約国裁判所に対する諮問機能をも付与されようとしている。

欧州人権条約における組織改編は、第 11 議定書以降急増する個人申立に対応するため、欧州人権裁判所側の思惑と、締約国側の思惑が交錯する中で試みられた。とりわけ 2012 年ブライトン宣言以降、第 15 議定書において現れた欧州人権裁判所システムの補完性原則及び評価の余地論の強調は、欧州人権裁判所の活動に対する締約国側の懸念をしめしたものと見える。

(2) これに対して、欧州人権裁判所は、国内裁判所最高裁長官の招聘を行い、また国内裁判官との間に積極的に「裁判官対話」を行い、欧州人権条約の国内実現に対する働きかけを行ってきた。こうした働きかけによって、国内実情をよく知る国内裁判所において、欧州人権条約の適用が行われ、締約国が懸念する国内事情と欧州人権裁判所判決理由との乖離という問題を解消しようとしてきた。条約実施機関や国際機関が示した国際手続きに関する変遷の中で、各国の憲法的伝統と国内事情を考慮しつつも、欧州人権条約の基準とのバランス、さらには欧州人権裁判所の積極主義的活動に対する制約についての攻防があったことがわかった。さらに、人権侵害の再発を防止するためには、国内行政府及び司法府の管轄権の基礎を改善することにある。そのためには、国内立法府に働きかけ、欧州人権条約と両立する国内立法が制定されることが重要となる。欧州評議会と欧州人権裁判所は、欧州評議会議員総会を通じて、こうした働きかけを行ってきた。

(3) 欧州人権裁判所が裁判官対話を通じて国内裁判所との間における欧州人権条約の解釈の均質化を図るとともに、他方で国内裁判所の活動を制約しうる立法府へのかかわり方について検討を深めた。こうした研究成果の一部として、条約実施機関と国内政治機関との対話に関わる問題について、徳川信治「人権条約実施機関による国家との対話と国内実施」浅田正彦、桐山孝信、徳川信治他編著『現代国際法の潮流』(東信堂、2020 年、73 - 87 頁)を著し、条約に定める実施制度を一応の基盤としながらも、それを活用した対話が行われていることを示した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

|   |                     |
|---|---------------------|
| 1. 著者名<br>徳川信治                              | 4. 巻<br>680         |
| 2. 論文標題<br>地域の人権条約における国際手続きの展開 -欧州人権条約を中心に- | 5. 発行年<br>2019年     |
| 3. 雑誌名<br>国際問題                              | 6. 最初と最後の頁<br>19-29 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし               | 査読の有無<br>無          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難      | 国際共著<br>-           |

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

|                           |
|---------------------------|
| 1. 発表者名<br>徳川信治           |
| 2. 発表標題<br>条約による秩序形成と国内実施 |
| 3. 学会等名<br>国際法学会          |
| 4. 発表年<br>2019年           |

〔図書〕 計1件

|  |                 |
|--|-----------------|
| 1. 著者名<br>徳川信治                                     | 4. 発行年<br>2020年 |
| 2. 出版社<br>東信堂                                      | 5. 総ページ数<br>15  |
| 3. 書名<br>「人権条約実施機関による国家との対話と国内実施」浅田正彦他編著『現代国際法の潮流』 |                 |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| 氏名<br>(ローマ字氏名)<br>(研究者番号) | 所属研究機関・部局・職<br>(機関番号) | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|----|
|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|